

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 2 月 21 日

小田原市長 加藤 憲一

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

川西第 2 地区（久野・足柄 ※） ※JA かながわ西湘の支店範囲

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 2 月 14 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 2 経営体（うち認定農業者 2 経営体）

個人 17 経営体（うち認定農業者 4 経営体）

### 4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構の利用を促進していくが、困難な場合には、当面利用権の設定を併用していく。

### 6. 地域農業の将来のあり方

○取組事項

久野：高付加価値化、NPO や定年帰農者等との交流による農地の保全・有効活用、

直売を生かしての定年帰農者等との育成

足柄：現状保持に向けた営農